

岩出市汎用圧着はがき広告掲載基準

平成23年2月4日制定

(趣旨)

第1条 この基準は、岩出市汎用圧着はがきの広告掲載に関する取扱要領（平成23年岩出市告示第21号。）第2条に規定する広告の掲載に係る基準として定めるものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 市の広告事業に対する市民の理解を得られるよう、広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持つものでなければならない。

(広告審査にあたっての基本的な考え方)

第3条 掲載する記事を審査する場合、本基準や文言のみに基づき一義的な解釈・適用をするのではなく、関連法令等の規定や市民への影響、公共性、公益性、社会通念、社会経済状況等を十分に配慮したうえで、広告媒体の性質に応じて、合理的かつ柔軟な解釈・適用を行うものとする。

(掲載しない広告)

第4条 次の各号に定める広告は汎用圧着はがきを使用する事業の観点から適切でないものとして掲載しないものとする。なお、広告掲載中において、これらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 証券・商品先物取引業
- (2) 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車にかかわる収益事業を営む業種又は業者
- (3) 融資にかかわる内容
- (4) 葬祭業に関連する広告
- (5) 墓地・墓石・霊園に関連する広告
- (6) ペットの火葬・葬祭・霊園関係
- (7) 特定の動物病院
- (8) 医療・保健に関する業種
- (9) 上下水道関連業者又は上下水道関連商品に関するもの
- (10) 図書と視聴覚資料の販売業者
- (11) 視聴覚資料のレンタル業者
- (12) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (13) 占い、運勢判断に関するもの
- (14) 興信所・探偵事務所等
- (15) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの

- (16) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
 - (17) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認められる事業者
 - (18) 各種法令に違反しているもの
 - (19) 不当景品類及び不当表示防止法に違反しているもの
 - (20) 岩出市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けているもの
 - (21) その他汎用圧着はがきを使用する事業の広告として掲載することが不適當であると認められるもの
- (掲載基準)

第5条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - エ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - カ 宗教団体による布教推進を目的とするもの
 - キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
 - ク 社会的に不適切なもの
 - ケ 国内世論が大きく分かれているもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 誇大な表現(誇大広告)及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
例:「世界一」「一番安い」等(掲載に際しては、根拠となる資料を要する。)
 - イ 射幸心を著しくあおる表現
例:「今が・これが最後のチャンス(今購入しないと次はないという意味)」等
 - ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの
 - エ 虚偽の内容を表示するもの
 - オ 法令等で認められていない業種・商法・商品
 - カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - キ 責任の所在が明確でないもの
 - ク 広告の内容が明確でないもの

ケ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。

イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現のもの

ウ 残虐な描写など、善良な風俗に反するような表現のもの

エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

オ ギャンブル等を肯定するもの

カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(業種ごとの基準)

第6条 掲載する広告の表示内容は、次の事項に留意するものとする。

1 人材募集広告

(1) 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあっせんの疑いのあるものは認めない。

(2) 人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

2 語学教室等

習得の安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。

例:一ヶ月で確実にマスターできる等

3 学習塾・予備校等(専門学校を含む)

(1) 合格率など実績を載せる場合は、事実や客観的な根拠に基づいたものとし、実績年も併せて表示する。

(2) 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施設が不明確なものは掲載しない。

4 外国大学の日本校

「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」という主旨を明確に表示すること。

5 資格講座

(1) 受講する資格の内容を明記すること。あたかも、国家資格であるといった誤解を招くような表示はしない。

(2) 講座受講だけで資格が取得できるような誤解を招かないように、「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」など資格取得に必要な事項を表示すること。

(3) 資格講座の募集に見せかけて、商品や材料の売りつけや資金集めを目的としているものは

掲載しない。

(4) 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。

6 介護保険法に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等

(1) サービス全般（老人保健施設を除く）

ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。

イ 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。

ウ その他サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。

例：岩出市事業受託事業者等

(2) 有料老人ホーム

(1) に規定するもののほか、

ア 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、同指針別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示すること。

イ 所管都道府県の指導に基づいたものであること。

ウ 公正取引委員会の有料老人ホーム等に関する不当な表示及び同表示の運用基準に抵触しないこと。

(3) 有料老人ホーム等の紹介業

ア 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等一般的なものに限る。

イ その他利用に当たって著しく有利であると誤解を招くような表示はできない。

(4) 介護老人保健施設

介護保険法第98条に規定により広告できる事項以外は広告できない。

7 弁護士・税理士・公認会計士等

各業に関する法令及び監督団体等の定める広告規制に抵触する内容ではないこと。

8 旅行業

(1) 登録番号、所在地、補償内容を明記する。ただし、補償については、広告内にすべて記載してある必要はなく、詳細内容が掲載されているホームページ等への誘導等があればよいものとする。

(2) 不当表示に注意する。

例：白夜でない時期の「白夜旅行」や、行程にない場所の写真等の掲載等

(3) その他広告表示について旅行業法第12の7及び8並びに旅行業公正取引協議会の公正競争規約に反しないこと。

9 通信販売業

特定商取引に関する法律第11条及び第12条並びに同法施行規則第8条から11条の規定

に反しないこと。

1 0 雑誌・週刊誌等

- (1) 適正な品位を保った広告であること。
- (2) 見出しや写真の性的表現などは、青少年保護等の点で適正なものであること、及び不快感を与えないものであること。
- (3) 性犯罪を誘発・助長するような表現(文言、写真)がないものであること。
- (4) 犯罪被害者(特に性犯罪や殺人事件の被害者)の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。
- (5) タレントなど有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度を持った配慮のある表現であること。
- (6) 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念をあたえないものであること。
- (7) 未成年、心神喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。
- (8) 公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。

1 1 結婚相談所・交際紹介業

- (1) 業界団体に加盟していること。
- (2) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等を原則とする。

1 2 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織

- (1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
- (2) 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及(批判、中傷等)するものは掲載しない。

1 3 募金等

- (1) 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を得たもので、そのことを明記すること。
- (2) 募金内容は、社会福祉事業のための寄附金募集に限る。

例:「〇〇募金は、〇〇知事の許可を受けた募金活動です。」

1 4 質屋・チケット等再販売業

- (1) 個々の相場、金額等は表示しない。

例:〇〇のバッグ 50,000 円、航空券東京～福岡 15,000 円等

- (2) 有利さを誤認させるような表示はしない。

1 5 トランクルーム及び貸し収納業者

- (1) 「トランクルーム」は国土交通省の規制に基づく適正業者(マル適マーク付き)であることが必要。
- (2) 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、下記の主

旨を明確に表示する。

例：「当社の〇〇は、倉庫業法に基づくトランクルームではありません。」等

1.6 不動産事業

宅地建物取引業法並びに不動産の表示に関する公正競争規約及び不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約による表示規制に反しないこと。

1.7 古物商・リサイクルショップ等

- (1) 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。
- (2) 一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。

例：回収、引き取り、処理、処分、撤去、廃棄等

1.8 ダイヤルサービス

ダイヤルQ2のほか各種のダイヤルサービスは、内容を確認のうえ判断する。

1.9 ウィークリーマンション等

営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。

2.0 映画・興行等

- (1) 暴力、とばく、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは掲載しない。
- (2) 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。
- (3) いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。
- (4) 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等は使用しない。
- (5) ショッキングなデザインは使用しない。
- (6) その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。
- (7) 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。

2.1 その他、表示について注意を要するもの

(1) 割引価格の表示

ア 割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明確に表示すること。

例：「メーカー希望価格の20%引き」等

メーカー希望小売価格がない場合もあるため、注意すること。

(2) 比較広告（根拠となる資料が必要）

主張する内容が客観的に実証されていること。

(3) 無料で参加・体験できるもの

費用が別途かかる場合には、その旨明示すること。

例：昼食代は実費負担、入会金等は別途かかります等

(4) 肖像権・著作権

無断使用がないか確認する。

(5) 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告

広告主の所在地及び連絡先を明確に表示する。特に、電話番号は固定電話とし、携帯番号やPHSのみの表示は不可とする。

(6) 個人輸入代行業等の個人営業広告

必要な資格の取得状況や事務所の所在地等の実態を確認すること。

(7) アルコール飲料

未成年の飲酒禁止の文言を必ず表示すること。また、未成年の飲酒を誘発するような文言及びデザインを表示しないこと。

2.2 その他、広告として掲載することが不相当であると認められるもの

附 則

この基準は、平成23年2月4日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年2月6日から施行する。